

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年3月7日（金）午前8時55分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前田 幸一 君	副委員長	宮内 博 君
委員	松下 太葵 君	委員	久保 史睦 君
委員	徳田 修和 君	委員	木野田 誠 君
委員	池田 綱雄 君	委員	下深迫 孝二 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	寶徳 太 君	農政畜産課長	有村 浩 君
農政畜産課主幹	淵ノ上 博己 君	農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君
農政畜産課農政第1GSL	鶴園 和久 君	農政畜産課農政第1GSL	阿部 弘光 君
福山副総合支所長兼市民生活課長	国師 五寿美 君	福山総合支所市民生活課主幹	古川 勝己 君
福山総合支所市民生活課産業振興G主任主事	林菌 泰幸 君		
建設部長	西元 剛 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
区画整理課長	岩元 龍己 君	建設政策課主幹	中村 光秀 君
区画整理課主幹	原田 聡 君	建設政策課政策G主任技師	戸越 誠也 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 今回の所管事務調査は次のとおりである。

隼人駅東土地区画整理事業について
有害鳥獣被害について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時55分」

○委員長（前田幸一君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いま

すがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それではそのようにさせていただきます。それではそのようにさせていただきます。それでは現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 8時56分」

「再開 午前11時15分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず有害鳥獣対策について執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

福山地区の鳥獣被害対策について、資料に基づいて詳細を課長が説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○農政畜産課長（有村 浩君）

福山地区のサル被害について概要を御説明いたします。まず福山地区をはじめ霧島市内のサルの被害というのは大体令和元年ぐらいから目立って発生しております。福山地区についても同様でございます。令和4年度からかなり被害が大きくなってございました。先ほど見ていただきました地域ですね。令和5年8月に大廻地区で研修会といたしまして、事業導入の要望等を取りまとめ5年度事業として先ほどの見ていただいた複合柵、ワイヤーメッシュと電気柵の複合柵を4圃場、先ほどお配りしましたカラーの地図で言うところの赤丸の部分です。この4地区、合計約5km、4,960mを設置しております。令和6年度でございますが、サルを捕獲しGPSを装着して現時点調査をしているところです。今後、7年度以降でございますが、事業の国の採択、あと予算が成立したあかつきには、現時点で5件の約7,400mを予定しております。ここについてはまた協議で変動はあるかとは思いますが、7年度以降でGPSの装着によるデータの解析を行ってより有効な手段を講じてまいりたいというふうに考えております。2の福山のミカンの現状でございます。福山地区では約今25名の方がミカンを栽培されていらっしゃいます。総面積は約10ha、霧島市内でミカンの総面積が50haですのでそのうちの10ha、かなりの部分が福山地区で栽培されています。実際ミカンの被害があった面積、聞き取りによるものですが575aになっております。猿の捕獲数と被害件数でございますが、やはり相談も令和4年、令和5年と多い状況で捕獲数につきましても増加傾向でございます。6年度につきまして相談件数は若干現時点で減っていると。といいますのも先ほど見ていただいた複合柵の効果が出ている部分もあるというふうに我々は認識しているところでございます。概要です。以上です。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

ただいまの現地を調査させていただいたわけですが、令和5年度は7頭と令和6年度が17頭

ということで捕獲はされている。これについてはもちろん当然殺処分をされたんだろうというふうに思いますけれども、この殺処分は先ほど職員の方がされておりまして。それについて皆さん嫌な仕事、人の嫌がる仕事ですよ。それをやっぱり職員の方がやらなきゃいけないということであれば、やっぱりみんなやりたくないという仕事をしていただいているわけですけど。それについてはですね、市長ともお話をさせていただいて、幾らかのやっば手当をつけていくということを考えないと、やっぱり人の嫌がる仕事ってしたくないわけですよ。そこらへんは部長どのようにお考えですか。

○農林水産部長（寶徳 太君）

本日林園主任主事が殺処分したところを見ていただきました。彼についてはですね、資格を取るところは助成をしておりますが、更新費用とかですねそこについては手当てができてない状況です。たまたま福山でこういう仕事に業務しているということで、更新費用も本人が負担して、かつ手当というのは出ていない状況ですが、これについては庁内でもですね、一応こういう状況については情報共有をしているところがございます。今後ですね、やはりこの職員が殺処分までするというのはできるだけ改善していかなければならない状況ではございますけど、やはりその地域で担い手がない状況をですね踏まえてですね、どのように改善していったらいいかというのをですね、調査研究していかなければならないと私どもも思っているところです。

○委員（下深迫孝二君）

この令和6年度で17頭という、ちょっと頭数も多いですけど、この頭数の殺処分は例えば職員が全部やったのか、あるいは民間の捕獲隊の人が何頭されたのか、そこは分かりますか。

○福山副総合支所長兼市民生活課長（国師五寿美君）

今の質問につきまして御説明したいと思います。今、林園と地域の捕獲隊の方と双方立会いのもとで今やってる状況です。たまたま今日は立ち会い人がいなかったんですけど、通常捕獲隊の方と一緒にやっている状況です。たまには、割合といたしましては2割ぐらいはうちの職員が事前に殺処分をしている状況であります。以上です。

○委員（徳田修和君）

果樹の被害面積等をお示し頂いたわけですけども、ミカン被害面積575 a。これは金額にしてどのぐらいの被害総額とか分かっているかお示してください。

○農政畜産課主幹兼農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

今回の福山地区のミカンにおける被害の聞き取りを福山総合支所のほうで行っていただきました。約ですが680万円程度ということをお聴いております。令和6年度、今年度ですね。

○委員（徳田修和君）

今鳥獣対策としていろいろな補助等で対応されていることだと思うんですけど。こういう被害に対しては何かしらの補償というものは何か議論されたりとかそこを補填していく働きがあるのか、あればお示しを頂ければ。そこに対しての検討。被害を補償じゃないですけど。保険か何かあるのかなとも思うんですけども、そこら辺のところ分かればお示してください。

○農政畜産課主幹兼農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

この前の議会でも同じよう質問もありましたが、一応その被害に対し、鳥獣被害に対しての補償というのは今のところはないんですが、農家の方々に個々に入る収入保険というのがございます。前年度の実績に対して収量、収入が減収した場合の保険制度はありますが、そういうのも一応今のところそういうのも、対応ができるということでございますが、みんながみんなってということじゃないんですが、そういう収入保険に入られる方もいろいろと条件がありますので、その要件をクリアした方は収入保険のほうに入ってくださいと。市として、今、被害に対しての手だてはないかということについては今のところはないところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

今に関連してですね、この前本会議で前川原氏が質問をしたんですけど、福山の農家でその保険に入ってる方は1名という、そういう報告だったんですけど。それで、かなり掛金も高いのではないのかというようなことも議論があったんですけど。その保険についてちょっと紹介してもらえませんか。どれぐらいの掛金要件があって補償がどれぐらいあるかっていうのは分かります。

○農政畜産課長（有村 浩君）

農業収入保険について概要を御説明いたします。まず、農産物として全ての農産物が対象になります。ただ要件といたしまして青色申告をされている方。あと作業日誌の提出等が必要になります。掛金についてですが、かなり選択の幅が広いです。いろいろな条件を変更することができますので。まず基本収入額が500万円で支払い率が約70%で契約した場合、1年目が13万2,000円。2年目以降が4万円といった掛金になります。基本収入が1,000万円だった場合、支払い率が90%が最大補償になります。1,000万円の場合に1年目が33万2,000円、2年目以降が10万6,000円といった形で、かなり振り幅が大きいものになっています。

○副委員長（宮内 博君）

収入状況からして、例えばの話で500万円ということですね。13万2,000円ということなんですけれど、やっぱり高いですよ。それで被害があるかどうかということも予測はできないということなので、実際にどれぐらいの方が意欲があるのかっていう話なんでしょうけど、そういう制度があってもなかなか使われてないというのが現状だろうと思いますので、何らかのですね、本当に助成が必要なのかなというふうに思いますけれど、その辺は議論そのものはあるんですか。

○農政畜産課長（有村 浩君）

サルの被害というのが先ほど申し上げましたように令和4年ぐらいから急に増えてきてます。サルの被害が急に増えたことによって、防除体制がまだとれてなかったというような状況でございます。先ほど見ていただきました複合柵。今後も各地で入れていく予定であります。そういう対策をまずとって防護することで被害というのは抑えられるというふうに考えています。かなり被害の大きかった今の4地区について先行して令和5年で複合柵を設置しましたが、柵を設置したところ

については、実際被害が出てないというふうにも聴いております。ですのでまず、急に起こったサル被害ですのでそれに対して防護をまず固めることから先にしていきたいというふうに考えています。

○副委員長（宮内 博君）

先ほどの農家の方のお話でも設置して以降被害がないということでしたので、それも相まってやっぱり進めていくということがまずは必要だろうと。被害が出始めてまだこれから手を打っていくという段階だろうと思うんですよね。GPSも去年つけたばかりというようなことで生態を研究したりという作業をすると思うんですけど。もう一つ、やっぱりサルを捕獲をして殺すというですね、というようなことで処理をしてるんだけど、実際になかなかできないですよね。それだけ大きな負担にもなるというふうに思うんですけど。先ほどあったように補償関係も当然考えなきゃいけないと同時に殺処分するしか方法はないのかと。例えば動物実験用にサルなどを利用するとかいう取組が全国的にはあるようなんですけれど、それ以外の方法として議論があるんでしょうか。何らかの、現場で殺傷する以外の方法として。

○農政畜産課主幹兼農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

今委員がおっしゃった研究用に使う方法はないんだろうかというような議論も当時したことは、検討はありました。例えば鹿児島大学の研究のほうに使ってもらいたい問合せ等もしたんですが、向こうも今頭数が多くて、足りてるというようなことです。あとほかはないかというのも議論したんですが、現在のところなかなかそれを見いだせないという状況でございます。

○副委員長（宮内 博君）

できるだけ殺処分を少なくして、有効に活用できるという。なかなかイノシシとかシカのように肉にしてっていうのは難しい動物でもあろうかというふうに思いますので、そういう意味ではそこらのところの研究課題としてですねとらえていただいて、今後ぜひ議論をして、対策をとっていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○委員（池田綱雄君）

今日サルの殺処分を目の前で見せてもらいました。かわいそうな気もしましたが、サルではなくてですねアナグマですか。私どもの福島でも罠をかけとったら罠にかかって、いけんしたらいいだろうかということで市にきてもらったんですが、そしたら最後にこの罠とも貸してくれということでした。「なにをすつとな」といったら山に連れて行って逃がすんだというような説明をされました。なんもならんが。またいっき戻ってくるがというような議論をしたんですが、今もそうなっているのか、アナグマについてはですね。殺せないのか。そこら辺はどうなんですか。

○農政畜産課主幹兼農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

いろんな法律もあります。法律にのっとって私どもは対処していかないといけないというふうになっておりますが、基本的には免許を取得された方、持っている方がいろんな最後の処分であったりとかですね、そういうのはできるようになっておりますので、委員のおっしゃった持って行かれた

ということでございますが、職員がですね、そこについては法律にのっとって今後そういう対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（前田幸一君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 3 4 分」

「再 開 午前 1 1 時 4 0 分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（下深迫孝二君）

今ちょっと休憩中にお聴きして、実費でいろんなものを買って、えさやらそうやってると。それはおかしい話じゃないですか。給料をもらって市の職員で給料も皆さんと一緒にもらってる人が実費でそういうのを出さなきゃいけないということ自体がですよ、これ間違いなんで、これは即ですね、例えば農政課にある予算の中でそれはしてあげないと。人が嫌がる仕事をさせられたうえに実費で買わなきゃならないということは、これは非常に私がおかしい話だと思います。ですからそこは農政課の予算の中で、きちっと出してあげて彼が今まで出した分もそれ払っていただかなきゃいけないということになるんじゃないかというふうに思いますけど課長どうでしょうか。

○農政畜産課長（有村 浩君）

職員に過度な負担を強いるというのはやはり、行政としてもあるべき姿ではないというふうに理解しております。現時点で今、サルの被害が発生しそれに対応していくというまだシステムが構築できていない状況でございます。今後はそれをシステム化してあるべき姿に戻していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

システムが構築されてないこと自体がおかしいんであってですよ。やはり、人の嫌がる仕事を引受けてやってもらってるわけですから、それは上のほうにもですね、話を通していただいて、それは市長じゃなくても副市長でもいいんですよ、話をしてくわしていろいろな試験的にいろんなことをやってるものを手出しをしてみると。手出しをしていること自体が、市の職員としておかしいことですから、それは早急にですね対応していただいて、そしてやっぱりこういういわゆる嫌がる仕事をしたときには、幾らか逆に手当をつけていただけるようなですね、システムをきちっとつくっていただきたい。そうでなきゃ、我々が一般質問でこうやってそういうふうにしていけばいいんですけど、やっぱそれまではまだ6月ですから時間もかかります。ですから内部できちっと話をいただければすむことですから、よろしくひとつ要望しておきます。

○副委員長（宮内 博君）

今おっしゃったのは当然だと思うんですね。実験段階だから金が出せないというのは逆だと思うんですよ。こういう実験をすることに1点投資をしてそしてその成果を生み出すというのがない

とですね、やっぱり限りがあると思うんですよね、本人が出すものについてはですね。だから被害が起き始めてそんなに年数も経ってないということもあって、暗中模索の中でこうやっていった部分というのはあったんだろうなというふうに思いますけれども、やはりそれは被害が拡大する前に打つべき手をどう打つのかというですね、いうこととの関連をしてきちんとやっぱりそれは財政的にも保障するという取組をしながら、並行してやっていくというふうにしていかないとなかなかだろうというふうに思いますので、やはり市民の皆さんの理解も得られる話じゃないかなと思うんですよね。それなりの予算をつけて、きちんと実験段階から作業をするというのはですね、その辺はぜひ踏まえた上で直接市長のほうにもですね、求めていただきたいと思いますし、今日この会議を終えて当然委員長報告に付け加える点とかですね、そういうのもありますので、私どもの委員会でもそういう意見を上げたいと思いますが、ぜひそのところは、今日の議論を踏まえた上で対策をとってほしいと思いますけど。部長どうですか。

○農林水産部長（寶徳 太君）

私もですねその実験段階でその費用負担のことまでは承知しておりませんでした。早急に前向きに対応していきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

それと資格の更新とかいろいろなのに個人的にお金も払ってらっしゃるということですよ。そういうものは仕事で使ってるわけですから、やっぱりそこら辺の負担もきちっと考えてあげて、多くの職員がそういう資格をとれば1人に、なんていうんですか、集中しなくて済むわけですので。ですからやっぱりそこら辺は資格を取る職員には手当も出すよと。要するにその分市が負担するよということでやっていただければ1人でも多くの職員の皆さんが資格を取って市民のお役に立てるということになるようにですね、ひとつ努力をしていただきたいと要望しておきます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時45分」

「再開 午前11時47分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に隼人駅東土地地区画整理事業について執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

隼人駅東地区土地地区画整理事業について、ご説明いたします。隼人駅東地区土地地区画整理事業は、平成18年3月31日に都市計画決定を行い、平成22年7月30日に事業計画決定をいたしました。現在の事業計画における施行期間は平成22年度から令和16年度までの27年間であり、本年度が

14年目となっております。事業概要については、担当課長が説明いたしますので、ご審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○区画整理課長（岩元龍己君）

隼人駅東地区土地区画整理事業の事業概要等について、ご説明いたします。本地区は、本市の国分地区と並ぶ中心市街地で、JR日豊本線隼人駅の東側に隣接する地区であり、施行地区の東側を国道223号、南側を県道北永野田小浜線、西側をJR日豊本線に囲まれた13.1haの地区です。本事業は、JR隼人駅の東口を新しい交通拠点とした中心市街地の形成を図るため、道路・駅前広場・公園等の公共施設の整備を行い、健全な都市環境を創出することを目的として実施しております。現在の隼人駅東地区の事業計画の概要につきましては、施行面積13.1ha、施行期間は、平成22年度から清算期間5年間を含む令和16年度、事業費52億9,400万円、合算減歩率20.91%、保留地8,000㎡、建物要移転戸数40戸となっております。次に、令和6年度末の進捗状況見込は、事業費ベースの事業進捗率で64.7%、仮換地指定率95.1%、建物等移転が完了した建物等移転率は、70.0%となっております。また、面積ベースの進捗については、約60%の完成となっており、更に令和7年度末において、面積ベースの進捗が80%以上となるように、事業推進に努めてまいります。令和7年度については、中期的な目標としていた、中央部の大街区の宅地整地や都市計画道路日当山線・駅東線の道路などの完成を目指し事業を進める計画としており、また、都市計画課で所管する隼人駅周辺地区整備事業（まちなかウォークブル推進事業）の隼人駅東西自由通路、東口駅前広場の供用開始を見据えながら、連携を密にして取り組んでまいります。最後に、これまでも地権者を含む関係者の方々のご理解とご協力をいただき事業を進めてまいりましたが、今後も丁寧な説明を尽くしながら、本地域の発展に寄与できるように努力してまいります。以上で、隼人駅東土地区画整理事業の概要の説明を終わりますが、よろしくご審査いただくようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

都市計画道路日当山線駅東線の道路についてですけども、令和7年度で完成を目指す事業を進める計画ということ、以前から令和7年度供用開始というような形もあったんですけど、この供用開始まで行ける計画だと理解していいんですか。それともできるだけ早く供用開始できるよう、7年度工事を進めていくっていう理解でいいのか。もう供用開始まで7年度でできる計画として動いてるのかその確認をさせていただいていいですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今議員おっしゃるように令和7年度に供用開始ということで以前は進めておりました。しかしながらこの路線が交付金を充当する路線でございまして、昨今内示率等が低迷しておりましたなかなかその事業進捗に影響しております。現在のところ県や国やらにいろいろ交付金の内示率を上げたという申入れ等はですね担当課等もやっていますが、今後この交付金次第なんですけど令和7年度

に工事が完了する、予算補正を含めてですね、頂いてそれで完成を図るということですので、恐らく完成は令和7年度中の完成は非常に難しい状況等にはなっております。8年度の早い時期に供用開始というのを現在目指しているところです。

○委員（徳田修和君）

交付金の確保が難しいということで。そのときの現地での説明でも資材高騰等もあるということでした。当初見込んでいた事業費と比べて、どの程度そこら辺に開きとといいますか、事業費が上がってきているのか、またそれに対してその交付金の獲得が難しいというのもやっぱり事業費も上がればなお難しいことだと思うんですけれども、そこら辺の対策というか、取組んでいるんですかね、一応はまずはその事業費の上げ幅等がもし分かればお示してください。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今手元のほうにどれぐらい物価上昇等があるかという資料は持っておりませんが、恐らく賃金とか資材等がですね、恐らく数字では5%から10%というような、ほかの工事等もそういう話は聴いております。確かにそれですね事業進捗は若干遅れるというものがあるんですが、一番は先ほど言いました内示率ですね。ここがおおよそ60%、補正を含めて60%前後ですね、その内示率になってるものですから、その残りの分についてはどうしても次年度に送っていくということは、それが大きい要因になってるかなあと考えております。

○委員（徳田修和君）

同じように資材高騰等で都市計画課のほうで所管するほうの自由通路であったり駅前広場、こちらに連動させての供用開始というふうに以前から説明があったわけですけども、そちらのほうも同じように遅れていくのかなと思うんですけども、そこら辺の情報、交換であったりまたあと、情報交換、ここの広場等の供用開始とやはり遅れてでも大体同じぐらいの時期に一緒に供用開始になるというふうな理解でよろしいです。それとも道路の方を先に進めていく。

○建設部長（西元 剛君）

関係課で連携をしっかりととっているところです。都市計画の自由通路につきましても、一応完成予定としてはもう来年度の一応予定でおります。区画整理のほうと道路の進捗と一応見合せながら一応連携とっているところです。

○委員（下深迫孝二君）

今現場を見させていただきましたけど、きれいになっているなというふうに思ったところですが、当時、立ち退きを契約をされた。そしてこれから家を造られるという人たちですよ。立ち退きをするときに補償金っていうんですかというのも決まっていたと思うんですが、今ここにきてかなりの物価上昇、例えば坪50万ぐらいで家ができたのが、坪70万だ坪100万だと今言われる時代になってきました。そういうときにその人たちはそのときお金を頂いておられるんでしょうから。こんど家を造るとなったときにですよ。思ったほどの家はできないのかなという気がするんですが、そこら辺はどのように受け止めていらっしゃるんですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今おっしゃるように補償をした年度とですね、実際、家を建てられる時期というのがある程度期間が置かれる方もいらっしゃいます。この地区の現状を言いますと、今ですね補償をした年度に合わせた形で、大概の方は移転をさせていただいているような状況ではあると思います。ただ工事の遅れといいますか、ローテーション等で、なかなかこの換地先が後になる方もいらっしゃいます。ただそこに対してのなかなか補填というか、この物価上昇分で上がった補填というのはなかなか制度上難しい状況ではありますが、区画整理の難しいところではあるんですけど、できる限りその期間に隙間というか、間があかないようにですね、今も取り組んでおりますし、今後も、そういう取組をですねして行って、できるだけ影響がないような対策は講じていきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

それじゃ今日見たところの人たちは、令和6年度で立ち退きをされて工事になったということにはならないと思いますよね。恐らく1年2年前から立ち退きをしてもらって、そしてその造成をした後に家を建てるということになるわけですから。恐らく少なくとも2年ぐらいのブランクができるんじゃないかという気がしたんですが、そういう状況じゃないんですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今日見ていただいた、すぐ横に新築が4軒ほど建っているんですが、その方の従前地、従前の建物というのは、あそこの駅前広場ですね、駅前広場に近いところに元の家があった方、それとドンキの前とか、ちょっと離れたところに建物があったもんですから先に造成をする。並行して造成をしながら移転をされたので、さほどその期間は空いてない状況ではございますが、先ほど申したように、人によってはですね、やはり今の土地に近いところ、建物に近いところに造らないといかん等で先に補償して2年ぐらいあくとか、そういう方は確かにいらっしゃるんですけど、なかなか先ほど言いましたようにそういう対策でね、補填的なものがないということではございます。

○副委員長（宮内 博君）

区画整理で住宅を移転をすると言う場合、基本的には区画整理でできるだけ引き移転をですねするというのが原則としてなされてきているわけですがけれど、駅東の場合は住宅地がかなり混み合っているところではなくて、点在をしているような、そういう場所でしたよね。ですからいわゆる仮換地先が実際に引き移転で可能なところ、あるいはどうしても取壊して別のところに、引き移転では不可能だから別のところに移さなきゃいけないという、そういう場合もあるだろうと思っておりますけれど、先ほど現地で見たとこのこの新しい家ですね。あそこは引き移転ではないですね。解体して、新しい所に移転をするという形になってるんですけど、実際に今回の駅東の区画整理事業の中で引き移転をなさって新しい所に住まいを移された方、それではなくてもう解体せざるを得なくて、新しいところに移ったかなというのはどれぐらいあるんですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

隼人駅東の事業につきましては、引き移転を実際された、補償を受けて引き移転をされた方は実

際いせん。ただこの補償額の算定上ですね、算定をするがためには基本的には曳家ですね。仮換地先に建物が配置ができる。それと従前の宅地と入り口が違うとか、いろんな不便をおかけする。そういうのも加味してですね、そういうのを相対的に勘案して曳家ができるかできないかというのを補償額の算定上はやります。区域の中には引き移転で算定をして補償をお願いした方もいらっしゃいます。しかしながら建物としては、見て頂いたんですがほとんど新築になってるという状況ですね。今言いましたように算定上で引きの検討をする。それで引きができない場合は再築という補償になるということでございます。

○副委員長（宮内 博君）

隼人では何箇所も区画整理事業をやっているんですけど。例えば姫城土地区画整理事業の場合は引き移転が非常に多かったんですよ。あそこは住宅地がずっと密集してるところをしました。今回駅東のように点在をしているところで、新しい換地先を、いわゆるいかに利便性の高い区画の道路にするのか。そして将来を見通してどうこの地形の確保をしたいために区画をするのかという政策的な面も当然あるでしょうから、それに合わせてもらうということが大前提になりますよね。そういう中で引き移転、今実際に実績としてはゼロだということでしたが。多くは、やっぱり将来像を見据えた上で政策的に行政側としてですね、そういうふうに来てきたという結果が今のようなことになってるという理解でいいんですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

姫城地区それと今現在やってる浜之市地区なんですが、先ほどから言いますように、補償算定上どうしてもまずは、引き移転と再築をどちらかの工法を選定しないといけないということで、まず補償額の算定をします。恐らく姫城地区のほうも実際曳家をされた。曳家移転をされたということは数多く、ちょっと私も数字的にはちょっと存じないんですが、多くの方はいらっしゃらなかったと思うんですが、新たなやっぱり新築をされたということが大半、浜之市の場合もほとんど現地のほうはもう新築をされていると。それはもう、地権者の方の御判断ですので、私どものほうとしては、そこに新たな家を構築をしてくださいとか、そういう条件をつけての補償ではございませんので、今現実やってるのは地権者の方、所有者の方の判断で、のみで、どういう方法をとるかというのを決められているという状況であると思います。

○副委員長（宮内 博君）

引き移転で補償するのか。取壊して引き移転が不可能なところに移転をするということで補償するのかということで補償額も随分違うわけですよ。当然ですね。ですから、ということは引き移転で計画をしたけれども、市民の方が、「いやもうちは取壊して新しく造ります」よということになると、当然出し前が多くなるというということもあるわけですので、当然20.9%という減歩をしながら、土地を提供しながらさらに自己負担分も上乗せをされるということになりますから、そのところをいかにこの市民負担を少なくするのかということですね、その部分の工夫というのは必要だったんじゃないのかなというふうに思うんですけど、そういう工夫はしてるんだろうというふうに

思うんですけど。その辺あればちょっと例を示していただければ。

○区画整理課長（岩元龍己君）

この補償の基本的な考えというのが、建物というのは造って5年内のものもあるし、50年のものもあるというそういう公平性を図るために価値補償と、今のこの建物の価値を保障するという形ですので、それに対して確かに家を引き屋補償を受けて、手出しをして、新たな家を造るという方々に対してのやっぱり追加の補償とかは難しいのかなというふうに【追加の補償を言っているわけではないとの声あり】はい。そういうのは難しい。ですね、どうしてもそういうふうに価値補償というのは、確かに基本となりますので。

○副委員長（宮内 博君）

当然その評価をするときに立木一本まで積算をしてですね、積み上げてどれぐらいの補償をするのかという前提があるわけですね。当然そういう今おっしゃった建てて間もない家なのか、随分古くて、かなり時間がたってのものです。そういうなのかっていう当然価値が違うわけで、私が申し上げてるのは区画整理事業ってのは引き移転が原則だということなんです。私長く議員やっていますので、姫城の土地区画整理事業などではですね、かなりあちこちで引き移転の現場が見受けられたものなんです。最近では先ほど浜之市もおっしゃったけれど、そういう光景を見ることさえなくなりました。ほとんどなくなってる。そういう状況の中なんですけれど、引き移転が原則で積算するんだけど、現実には解体せざるを得ないようなところには換地先をですね、設けざるを得ないとか、そういうことも当然出てくるわけですね。どういうまちをつくっていくのかという基本があるわけだから。市役所としてはですね。そういうことでできるだけ市民負担を軽減するというこの議論があったのかなということをお聴きをしているわけなんです。引き移転が原則だというのは私も承知してるんです。そういう話で、個人的に補償しろという話をしてるわけじゃなくて、結果、引き移転ではなくて、取壊して移転せざるを得ないということにつながったのかどうかということをおっしゃるわけですね。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今おっしゃるそこについての議論はですね、内容等はもう本当にこうやって地権者の方々に御負担をかけるというのは認識はしてはいるんですが、なかなかそこに対する取組ですね、検討というのはしてない状況であります。ただもう一つは区画整理の場合は土地ですね、土地については過小宅地、面積の少ない方々、それについては、減歩をして新たに配分を受ける土地というのは狭い場合、土地利用が非常に難しくなるということ等ですねそこについてはもちろん無償ではないんですが、その方々には優先して必要なですね、必要というか、ある程度基準を決めてなんです。必要な土地を配置をして、その方に購入していただいて使っていただく、そういうものをですね事業所は検討するんですが、ただ建物の引き屋に対してのそういうものの議論というのは恐らくないと思います。

○委員（池田綱雄君）

課長の口述書の中で事業費の進捗状況は言われていますよね。これでいくと6年度までに約60%できてると7年度末には80%以上努力したいというようなことを書いてある。これはどっちかが間違いじゃないんですか。60%が低く言われてるのか、80を高く言ってるのか。1年に20%も違うということは、13町歩の20%、2.6町歩ですよね。それができるんですかどっちかが私は間違いじゃないかと思うんだけど。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今その数字につきましては、面積ベースでの数字を挙げております。今の現地のほうを見ていただきましたように、中央部の大街区ですね。あれの数字というのがですね、今、平面図のほうをちょっと見ていただきたいんですが、ここの数字等を使っております。今の灰色の部分ですね、灰色の部分について60%ぐらいのこういう完成になっておりますと、それに7年度の赤の部分ですね、それを継ぎ足しますと面積ベースで60%が80%になるということでございますので、もうすぐ事業費ベースではなくて面積ベースで、そうですね、こういうの数字を拾ってみますと80%を超える、20%プラス20%ぐらいですね、完成が見込めるということでございます。

○区画整理課主幹兼業務第2グループ長（原田 聡君）

今課長のほうから図面等を用いて説明がありましたが、先ほど見ていただきました、大街区のほうですね。こちらが7年度末等に完成を見込んでおりますので、ここはやはり面積というんかなり、3haほどございますので、そういった意味で。あと同じく駅側のほうにある3ブロックですね、こちらは大企業の仮換地になります。こういったところの完成を見込んでいることから進捗率が一気に上がるというようなところでございます。

○委員（久保史睦君）

ちょっと今の面積ベースというのはちょっと最初からちょっとずっと引っかかってたところであるんですけど、そこはちょっともう今答弁頂きましたので、ちょっと基本的な部分でちょっと確認したいんですけど、この事業スケジュールっていうの、最初で資料で頂いた部分で4番目のところですね。この最初のところの全体計画の中で建物等調査、これが令和7年度に完了と、そして移転補償が令和8年度に完了というふうになっております。これこのとおりにいくのかどうかという部分と予定どおりこれが確実にいくのかこれ基本的な部分になってきますので、いつてるのかという部分と現時点ではどのような状況になっているのか、ここだけちょっと教えていただけますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今のこの事業スケジュールですが、私どものほうは今、今現在の国の承認を得てやってる事業計画の年度等を入れたやつがこれなんです、それが11年度までに今のところ完成を行うということで事業計画を立てているということで、このような、どうしてもこういう引き方になってしまっているということが現状でございます。しかしながら今後どうなっていくのかとなった場合に、今も委員おっしゃるように、確かに令和8年度までにそういう補償というのは非常に難しい状況等ではございます。今後、区画整理については計画変更を行う。今、実際、現在4回の事業計画を変更し

てきておるんですが、どうしても今の状況と進捗状況等を踏まえてですね、今後については、恐らく5回目のというか、次ですね変更をしていかないといけないのかなとは今感じております。

○委員（久保史睦君）

これはあくまでも計画なので恐らくそういうことだろうなというふうには思ってたんですけども。今5回目の計画変更をかけるということは、恐らくこの事業全体が相当年数遅れてくるだろうなという認識は持ってらっしゃるということで理解しておいてよろしいですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

相当年数という今話が出たんですが、私どもは11年度に工事完成という、今、計画を持ってるんですが、今後残りの残事業をやっぱりシミュレーションをするとこなんですが、恐らく数年間の事業延伸というのは可能性が今出てきているというのが現状でございます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時18分」

「再開 午後 0時19分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（木野田誠君）

鳥獣対策のほうからいきますけれども、皆さんも大方2点、おっしゃってございましたけれども、今職員として鳥獣対策に携わってる人の待遇のことでいろいろ話が出ましたけれども、この辺をです。やはり職員という特殊な立場でいながらその作業に従事していらっしゃる。ほかのみんながしない仕事に携わっている。個人であればしるべき待遇もあるところなんですがそこももらってないというようなことでありますので、この辺をやはり部長も言っていましたけどもそこら辺は考えていきたいということでありましたけども、やはりこれをやはりれっきとした制度化に持っていくためにこの産業建設常任委員会としても意見書として取りまとめてですね、執行部に提出する必要があるんじゃないかというふうに感じているんですけども。執行部もですね部長のほうも部としてもその考えは持ってるっちゃうことですねそこら辺をなるべく早く成就するような方策の手助けとして、議会としても何か対応を打つべきじゃないかというふうに思いますけどどうでしょうか。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど執行部もいるところで、委員長報告にも付け加えるようなですね、中身にしたいというふうに私も申しあげましたけれど、なぜその手出しをしてそういう実験段階からしなきゃいけないのかということですね、そういう基本的なルールがまだ庁舎内でできあがっていないのかなという気がしたんですね。実際に被害を訴える農家の声というのはこの前、私どもも福山の議員とかた

ろかいに行きましたけど、本当に皆さんも深刻な状態だという話を直接聴いているわけですので、それをいかに被害を軽減するための対策を役所としてとるのかということに工夫を重ねるのに必要なですね備品とかいうものを補填をする財源がないというのはですね、そのところがやっぱり問題なのではないのかなと。もう一つは部長自身もそういう形で部下が苦勞してるということをなかなか意見が届いてなかったっていうのもですね一つあるかと思しますので、何らかのやっぱり対応が必要だろうというふうに思います。

○委員（木野田誠君）

現在、先ほどは職員の待遇の問題で話をしましたが、やはりそのサルだけじゃなくて、コンだけイノシシの被害とかシカの被害とか増えてくればですね現在、恐らく電柵とかメッシュ柵の担当しているのは担当者1人でやっているとと思うんですけど、ここをやはり何かその鳥獣害対策のグループとかそういう組織までですね作るように訴えていく必要性も感じています。

○委員（徳田修和君）

実験段階からしっかりと予算組んでないというそこら辺を伝えていかないといけないって宮内委員と同意見でございます。また先ほど手当のこと等もありました。必要な免許等の取得には出てるけど、更新費用については出ていないというようなこともありますのでそこら辺もしっかりと対策をしていただきたい。あと、今殺処分を市の職員が行っているということでしたけども、これもとめ刺しをする道具が地域にないということ、1台はあるっていうことでしたかね、それで市が1台持っているということで、市の職員が行ってるということでございました。執行部が言うように、本来ならば、市の職員の仕事ではないですので、できれば地域に担い手を作っていくという部分が大切なのかなと。担い手がない現状なので仕方なく、職員の対応ということになっていきますので、仕方なくやっている対応であれば、しっかりと何かしらの手当をつけるべきだし、またその地域に担い手がない状況をどうにかしたいというのであれば、殺処分用の機械を市で購入して貸出しをするなり何かしら地域で御自分たちで対応ができる対応を考えていくなり、そこら辺の2点しっかりと部長のほうからも検討していくというような答弁がありましたけども、ここはやっぱり本来ならば地域の方にさせていただく、担っていただく方にしていただく作業ですので、それをしっかりと担い手を育成といいますか、道具を貸出しができる環境というのも整えていくべきではないのかなというふうに感じていました。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

○委員（徳田修和君）

隼人駅東土地区画整理事業のほうですが、意見としてなんですが、先ほど都市計画道路日当山線駅東線の質疑をさせていただいたときに計画よりやはり1年度は遅れるであろうと、供用開始8年度以降なのかなというようなやりとりをして感じました。ただ一緒に取り組んでいる隼人駅東西自由通路東口駅前広場の供用は工事完了は7年度に終わるような計画でしっかりと計画どおり進めら

れてるというようなことも伺いましたので、自由通路駅前広場ができたのに道路がないというような状況にならないように、そこら辺は先ほど部長も連携を密に取り組んでいくということでしたけども、広場、自由通路の供用に支障が出ない形で道路の工事計画のほうは進めていただきたいということが1点。あと議員とかたろかいで市民の方からも出た意見でしたけども、そういった自由通路であつたりとかそういう新しくできた道路に対して、鹿児島神宮のPRはできないかとかそういうようなお話もありましたので、担当課の枠を超えてですね観光PR課等ともこの自由通路道路の完成後の供用の在り方っていうのも十分に情報共有をしていただきたいという部分の意見でございます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。次に、本日行いました所管事務調査に係る委員長報告について協議をいたします。委員長報告を行うかどうかをお諮りしたいと思います、意見はありませんか。

〔「報告すべき」と言う声あり〕

○委員長（前田幸一君）

ただいま報告をするべきとの御意見でした。したがって報告することに決定をいたしました。それでは、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（木野田誠君）

委員長報告は当然ながらしてもらいたいんですけど、私が先ほど申し上げました、常任委員会としての意見書を執行部に出すというようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（前田幸一君）

今、木野田委員からございました意見書ですね、常任委員会としての意見書をだすことについて御意見ございますか。

○副委員長（宮内 博君）

通常、委員長報告の中で委員長報告に付け加える点ということで意見を出してもらった上でそれを本会議場で委員長の報告の中に入れるというのは通常のこれまでやってきた分ですよ。まずその前段の部分の委員長報告できちっと報告をしてもらいたいというこの部分ですけど、先ほど木野田委員や徳田委員からも出されましたような、自由討議の中で出された部分ですね、その部分は委員長報告でしっかりですね報告をしてもらうということがまず第1の前提なのかなというふうに思うんですね。そこをやった上でさらに木野田委員から提案があった委員会として意見書を取りまとめて提出をするという形にしていこうというその話ですよ。1段階の分はもう皆さん当然そうしてもらいたいということなんだろうというふうに思いますけど。2段階の部分のところであれば、どういう形でするのかっていうのをもう1回議論しなきゃいけないとい

う話になりますけれど。ここの場でいったん休憩時間を取った上で作成作業というのにかかりますか。それとももう1回、どこかで素案をたたき台を出した上で委員会でそれを議論して提出をするというような形にするほうがいいのかですねその議論がちょっと必要じゃないのかなと思います。

○委員長（前田幸一君）

今の御意見ですが何かほかにございますか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時31分」

「再開 午後 0時39分」

○委員長（前田幸一君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。委員長報告に付け加える点として先ほど出ましたことを付け加えることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ほかになにかございませんか。ないようですのでこれで本日の日程は全て終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 0時39分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

前田 幸一